

## 呉市LPガス価格高騰対策事業継続給付金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、燃料価格高騰により、業務に支障が生じている呉市内の事業者の負担を軽減し、事業継続を図るため、一定の要件を満たす事業者に呉市LPガス価格高騰対策事業継続給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (給付金の支給対象者)

第2条 給付金の支給対象となる者（以下「給付事業者」という。）は、次の各号に掲げる全ての条件を満たす中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する事業者をいう。）とする。

- (1) 令和5年10月1日時点において呉市内で事業を営んでいること。
- (2) 申請日時点で呉市内に有する事業のための事務所、工場、店舗等で、主たる事業の燃料として利用する目的でLPガスを設置及び使用し、且つ令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間の連続する任意の3か月間のLPガスの使用量が、月間の平均で10立方メートル（20キログラム）以上であること。
- (3) 国、都道府県又は市区町村からこの支援金と同一趣旨及び同一目的の補助金、給付金その他これらに類するものの給付を受けていないこと（広島県が実施するLPガス料金高騰対策支援事業は除く。）。
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しない者

### (給付金の額)

第3条 給付金は、1事業者当たり定額80,000円とする（1事業者につき1回限り）。

### (給付金の支給申請等)

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、呉市LPガス価格高騰対策事業継続給付金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書等」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、令和5年12月28日までに、市長に申請をしなければならない。

- (1) LPガス契約・使用確認書類
  - ア LPガスの契約者及びLPガスを使用していることが分かる書類（検針票、請求書、領収書、販売（供給）契約書等）
  - イ 令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間の連続する任意の3か月間のLPガスの使用量が、月間の平均で10立方メートル（20キログラム）以上であることが分かる領収書
- (2) LPガスを設置していることが分かる写真（事業所(店舗・工場等)の外観、LPガスの設置状況が分かるもの（申請日前3か月以内に撮影したもの））
- (3) 本人確認書類
  - ア 法人：法人の登記事項証明書等（申請日前3か月以内に発行されたもの）（写し可）

イ 個人事業主：税務署に提出した開業届の写しなど、個人で事業を営んでいることが分かる書類

- (4) 市税の滞納のない証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）（写し可）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- (6) 給付金振込先の金融機関の通帳の写し

（給付金の支給決定等）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは呉市LPガス価格高騰対策事業継続給付金支給決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に、給付金の支給決定を通知するとともに、給付金を支給するものとする。

2 市長は、申請者が第2条の要件を満たしていない場合又は次条各号のいずれかに該当する場合は、給付金を支給しない旨の決定をし、呉市LPガス価格高騰対策事業継続給付金不支給決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（給付金の不支給又は支給決定の取消し）

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を不支給とし、又は決定した支給を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を申請したとき
- (2) 給付金の支給決定の内容に不服があるとき
- (3) 偽りその他不正の手段により給付金の支給決定を受けたとき
- (4) 給付金の支給決定の内容に違反したとき
- (5) 規則や本要綱の定めに違反したとき

（給付金の返還）

第7条 市長は、前条の規定により給付金の支給の決定を取り消したときは、既に給付金が支払われているときは、規則第19条の規定により、期限を定めてその全額の返還を命ずるものとする。

2 申請者は、前項の給付金の返還を命じられたときは、速やかに給付金を返還しなければならない。

（報告及び検査）

第8条 市長は、本事業の適切な実施状況等を確認するため、給付金の支給決定を受けた者に対し、必要な報告や資料の提出を求め、又は立入検査を行うことができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。